

# 政務活動費の手引き

平成25年3月

富山県議会

## 目 次

I	政務活動費の概要	1
1	根拠規定	
2	交付対象	
3	交付額	
4	交付時期	
II	政務活動費の使途基準	2
1	基本方針	
2	経費の範囲	3
3	政務活動費で支出するのが不適当な経費の例	4
	(1) 政党活動経費	
	(2) 選挙活動経費	
	(3) 後援会活動経費	
	(4) 私的経費	
	(5) その他政務活動費で支出するのが不適当な経費	
III	使途基準の運用方針	6
1	実費弁償の原則	
2	按分の考え方	
	(1) 按分を要する経費	
	(2) 按分割合の上限	
	(3) 証拠書類への記載	
3	経費別の充当の考え方	
	(1) 調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費及び会議費の中 の交通費、宿泊費等の扱い	
	ア 交通費の扱い	7
	イ 宿泊費等の扱い	
	(2) 調査研究費、研修費及び会議費の中の会費（研修参加費、 会議参加費）の扱い	
	・ 懇談会等への出席に要する会費について	8
	(3) 会派が行う研修会又は会議（共同開催を含む）における飲食費用に ついて	
	(4) 広報広聴費の扱い	
	(5) 事務所費の扱い	
	ア 事務所に係る経費について	
	イ 事務所費の按分について	9

(6) 事務費の扱い	
ア 事務費の按分について	
イ 備品、消耗品購入費及びリース料について	
(7) 人件費の扱い	10
ア 人件費の按分について	
イ 議員親族の雇用について	
IV 事務手続	11
1 会派の届出	
(1) 会派結成届	
(2) 会派異動届	
(3) 会派解散届	
2 会派の通知	
3 会計処理	
(1) 政務活動費経理責任者の責務	
(2) 会計帳簿類の整備	
(3) 証拠書類の整備	12
4 収支報告	
(1) 収支報告書及び証拠書類の写しの提出	
(2) 議長の調査	
(3) 知事への収支報告書の写しの送付	
(4) 残余金の返還	13
V 収支報告書等の保存及び閲覧	14
1 収支報告書及び証拠書類の写しの保存	
2 収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧	
3 非開示情報	
○ 富山県情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報	

参考様式集

資料編

## I 政務活動費の概要

政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、政務調査費として平成 12 年 5 月の地方自治法改正により制度化され、平成 24 年 8 月の同法の改正により見直しされたものである。

本県においては、この法律に基づき条例が制定され、平成 13 年 4 月 1 日から、議員の政務活動に資するため必要な経費の一部として、会派に交付され、平成 25 年 12 月 12 日に同法の趣旨に基づき条例改正がなされ現在に到っている。

### 1 根拠規定

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項
- ・富山県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年富山県条例第 34 号）
- ・富山県政務活動費の交付に関する規程（平成 13 年富山県議会告示第 1 号）
- ・富山県政務活動費の交付に係る収支報告書等の閲覧に関する要綱

### 2 交付対象

会派（1 人会派を含む。）

### 3 交付額

月額 30 万円に会派の所属議員数（月の初日における各会派の所属議員数）を乗じて得た額が交付される。

- ① 新たな会派が結成されたときは、結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）以降の政務活動費が交付される。
- ② 会派の所属議員が増加したときは、増加した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）以降の増加した所属議員分の政務活動費が交付される。
- ③ 会派が解散したときは、会派の代表者は、解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。
- ④ 会派の所属議員が減少したときは、会派の代表者は、減少した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）以降の減少した所属議員分の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

### 4 交付時期

毎四半期（4 月を起算月とする毎三箇月を 1 の四半期とする。）の最初の月に当該四半期分の政務活動費が交付される。

## II 政務活動費の使途基準

### 1 基本方針

本県では、政務活動費は、議員の政務活動に要する経費の一部として、会派に対し交付されており、会派は、これを調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費の経費ごとに、使途基準に従い使用しなければならない。

政務活動費の交付を受けた会派は、会派の方針の下に、会派に所属する議員をして政務活動を行わせることができ、政務活動に要した経費が使途基準に適合していると認めた場合に、その要した経費の全部又は一部に政務活動費を充てることのできるものとする。

議員は、政務活動の成果を会派の議会活動に積極的に反映させるよう努めるものとする。

## 2 経費の範囲

経 費	内 容 (例 示)
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務及び地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費 （資料印刷費、委託費、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 （会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等） 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 （研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 （広報紙、報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等）
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 （資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 （会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等） 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 （会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 （印刷・製本代、委託費、原稿料等）
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費 （書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）
事 務 所 費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 （事務所賃借料、光熱費等）
事 務 費	会派が行う活動にかかる事務の遂行に要する経費 （事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等）
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費 （給料、手当、社会保険料、賃金等）

### 3 政務活動費で支出するのが不適當な経費の例

#### (1) 政党活動経費

- ・ 党大会への出席に要する経費
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席経費
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 県連（政党等）活動に要する経費
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・ 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）
- ・ 政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費

#### (2) 選挙活動経費

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等に要する経費
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動に要する経費（公認推薦料、陣中見舞い等）

#### (3) 後援会活動経費

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・ 後援会事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催に要する経費

#### (4) 私的経費

- ・ 祝金、病氣見舞い、香典、餞別、寸志、中元、歳暮、電報、年賀状等時候の挨拶状等の購入・印刷等の経費
- ・ 結婚式、葬儀、祭礼等への出席に要する経費
- ・ 檀家総代会、報恩講、宮参り等の宗教活動に要する経費
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行に要する経費
- ・ 親睦会、レクリエーション等の行事の開催及び参加に要する経費
- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席に要する経費
- ・ その他議員個人の私的目的に要する経費

#### (5) その他政務活動費で支出するのが不適當な経費

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合に要する経費
- ・ バーやクラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費に要する経費

- ・団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ・個人の立場で加入している団体などに対する会費等
  - 町内会費、公民館費、壮年会費、PTA 会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、JC 会費、ライオンズクラブ会費、ロータリークラブ会費、その他議員個人に本来帰属する会費
- ・議会内の親睦団体の会費
- ・他の議員の後援会や政治資金パーティーなど政治活動のための会合に出席する会費
- ・宗教団体の会費
- ・議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく、役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会及び総会の出席に要する経費
  - （ただし、議員として名誉職的に委嘱されている「顧問」、「参与」等については、他の団体の「役職を兼ねている」場合に当たらないものとする。）
- ・事務所や自動車の購入及び維持・修理に要する経費
- ・事務所に掲示する絵画等の美術・装飾品
- ・政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を越えた備品等の設置
- ・事務用衣服（政務活動に必要な作業服を除く。）
- ・公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費
- ・社会通念上の妥当性を越えた経費



### Ⅲ 使途基準の運用方針

#### 1 実費弁償の原則

政務活動は、会派及び議員の自発的な意思に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、政務活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。

#### 2 按分の考え方

会派及び議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一連の活動の中に政務活動と他の活動とが混在し、判然と区別し難い場合も多い。

このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適當な場合によっては、各活動の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分の考え方は次のとおりとする。

##### (1) 按分を要する経費

経費のうち事務所費、事務費及び人件費については、政務活動に係る経費とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分し難いことから、専ら政務活動のために使用する場合を除き、時間割合その他合理的な方法により経費を按分するものとする。

なお、その他の経費についても、実態に応じて按分により政務活動費を充当することができるものとする。

##### (2) 按分割合の上限

政務活動費を経費の按分により充当する場合の割合は、専ら政務活動のために使用する場合及び勤務実績表等客観的なデータにより政務活動に係る割合と他の活動に係る割合を明確に区分できる場合を除き、2分の1を上限とする。

##### (3) 証拠書類への記載

按分により政務活動費を充当する場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記するものとする。

#### 3 経費別の充当の考え方

##### (1) 調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費及び会議費の中の交通費、宿泊費等の扱い

政務活動費の充当に当たっては、公費出張との均衡を図るため、富山県議会議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第4条第2項の規定を準用するものとする。ただし、同条例別表第3中、日当の規定は準用せず、宿泊料及び食事代は下記

イ「宿泊料等の扱い」のとおりとする。

なお、当該経費が政務活動に係るものであることを明らかにするため、会議等の開催通知や案内状、日程表並びに視察報告書等を整理して保管しておく必要がある。

#### ア 交通費の扱い

(ア) 鉄道、バスの利用料金

実費充当とし、原則として領収書は不要とする。

ただし、旅行代理店を通じて手配した場合等で領収書を徴収することができる場合は、これを証拠書類に添付するものとする。

(イ) タクシーの利用料金

実費充当とし、領収書を必要とする。

(ウ) 航空機の利用料金

実費充当とし、領収書を必要とする。

(エ) 自家用車の利用経費

走行距離1 km当たり37円で計算し、領収書は不要とする。

ただし、リース車を利用する場合は、走行距離1 km当たり18円で計算するものとする。

(オ) 高速道路等有料道路の利用料金

実費充当とし、原則として領収書を必要とする。

ただし、ETCを利用した場合は、利用明細書で可とする。

(カ) 駐車場の利用料金

実費充当とし、領収書を必要とする。

#### イ 宿泊費等の扱い

(ア) 宿泊料金

原則として実費充当とし、領収書を必要とする。

ただし、国内にあっては、15,100円（一泊2食）を上限とする。

(イ) 食事代

会費、宿泊費、研修費に含まれる場合を除き、朝食1,000円、

昼食1,500円、夕食2,000円の定額とし、領収書は不要とする。

#### (2) 調査研究費、研修費及び会議費の中の会費（研修参加費、会議参加費）の扱い

会費の支出先となる団体等の活動内容や参加費の支出先となる意見交換会、研修会等の内容が、会派としての政務活動に資するものである場合に限り、政務活動費を充当できるものとする。

議員が、議員以外の個人の立場で加入している団体等の会費（参加している会合の参加費）については、政務活動費を充当しないものとする。

・懇談会等への出席に要する会費について

会派（議員）が所属していない団体等が主催する意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り、充当できるものとする。

したがって、飲食を主たる目的とした各種会合、会派や議員間の懇談会等の会費へは、政務活動費を充当しないものとする。

(3) 会派が行う研修会又は会議（共同開催を含む）における飲食費用について

飲食費用に政務活動費を充当する場合、議員の政務活動に資する研修会又は会議に伴う経費として社会通念上必要かつ相当な範囲に限るものとする。

県民との意見交換を目的とする会議については、会派所属議員の選挙区内にある者への飲食の提供は公職選挙法で禁止されている寄付とみなされるおそれがあるので、政務活動費の充当以前の問題として注意が必要である。

(4) 広聴広報費の扱い

会派（議員）が発行する広報紙において、

- ① 会派として住民の意見を聴取することを目的とするもの
- ② 議会活動の内容を報告するもの
- ③ その他政務活動の内容を報告するものには、政務活動費を充当することができるものとする。

広報紙を議員個人の後援会等と共同して発行する場合には、按分して政務活動費を充当するものとする。

また、会派としての広聴広報活動であることを明示（発行者に会派名を入れる等）するものとする。

(5) 事務所費の扱い

ア 事務所に係る経費について

事務所に係る経費へ政務活動費を充当する場合、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際に政務活動に使用されていることが必要である。

- (ア) 事務所としての外形及び機能を備えていること。
- (イ) 賃借の場合、原則として会派又は所属議員が契約者となっていること。

議員の事務所に係る経費に政務活動費を充当する場合、当該事務所が会派の支部事務所等として位置付けられていることが適当である。

また、住居等を兼ねた事務所については、賃借料、上下水道料金及び電気料金へは政務活動費を充当しないものとする。

## イ 事務所費の按分について

会派及び議員の活動は、政務活動と他の活動が混在しており、かつ、個々に異なるため、それぞれの活動の実態に応じて、次のような方法その他合理的な方法により事務所費を按分するものとする。

### (ア) 使用量（推計）の割合による按分

政務活動専用のものを除き、使用量（推計）の割合により事務所費を按分する。

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{\text{政務活動 (A\%) + 政党・政治団体活動 (B\%) + その他の活動 (C\%)}}$$

### (イ) 協定書（覚書）等に基づく按分

事務所が政治団体（後援会）事務所を兼ねている場合等において、会派（議員）と政治団体（後援会）との間で事務所費の負担割合についての協定書（覚書）を交わして、この割合に基づき事務所費を按分する。

## (6) 事務費の扱い

### ア 事務所費の按分について

会派及び議員の活動は、政務活動と他の活動が混在しており、かつ、個々に異なるため、それぞれの活動の実態に応じて、次のような方法その他合理的な方法により事務所費を按分するものとする。

### (ア) 使用量（推計）の割合による按分

政務活動専用のものを除き、使用量（推計）の割合により事務所費を按分する。

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{\text{政務活動 (A\%) + 政党・政治団体活動 (B\%) + その他の活動 (C\%)}}$$

### (イ) 協定書（覚書）等に基づく按分

事務所が政治団体（後援会）事務所を兼ねている場合等において、会派（議員）と政治団体（後援会）との間で事務所費の負担割合についての協定書（覚書）を交わして、この割合に基づき事務所費を按分する。

## イ 備品、消耗品購入費及びリース料について

政務活動費を備品、消耗品の購入費及び事務機器等のリース料に充当する場合、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定するものとする。

なお、会派が政務活動用に購入した事務機器を所属議員に貸与して、政務活動

専用に使用させることは差し支えないものとする。

自動車のリース料については、1台のみを対象とし、政務活動での使用実績に基づき按分して支出できる。2分の1を限度とし、年間60万円以内とする。リース方法は自動車リースを業とする会社からの契約とし、リース期間終了後又は途中での当該リース車両の所有権が有償、無償にかかわらず、議員側に移転することとされている場合は対象としない。なお、任意保険料や違約金は対象外とする。

## (7) 人件費の扱い

### ア 人件費の按分について

政務活動の補助業務のために雇用した事務所職員が、政務活動の補助業務以外の業務にも従事する場合には、次のような方法により勤務時間又は業務量に応じて人件費を按分するものとする。

#### (ア) 勤務実績表に基づく按分

勤務時間のうち政務活動の補助業務に従事した時間がわかる勤務実績表を作成し、その実績に基づき人件費を按分する。

#### (イ) 業務量（推計）の割合による按分

従事する業務量（推計）の割合により人件費を按分する。

政務活動業務（A%）

-----  
政務活動業務（A%）+ 政党・政治団体業務（B%）+ その他の業務（C%）

#### (ウ) 協定書（覚書）等に基づく按分

事務所が政治団体（後援会）事務所を兼ねている場合等において、会派（議員）と政治団体（後援会）との間で雇用職員の人件費負担割合についての協定書（覚書）を交わして、この割合に基づき人件費を按分する。

### イ 議員親族の雇用について

議員の親族を政務活動の補助職員として雇用し、政務活動費を充当することは、誤解を招きやすいので適当でない。

ただし、親族が調査研究活動に関して専門的知識がある場合など、親族を雇用する特別な理由があり、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り、政務活動費を充当することができるものとする。

## IV 事務手続

### 1 会派の届出

#### (1) 会派結成届

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けるときは、会派の名称、代表者の氏名、政務活動費経理責任者の氏名、所属議員数、所属議員の氏名を記載した会派結成届（様式第1号）を直ちに議長に提出しなければならない。

#### (2) 会派異動届

会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派異動届（様式第2号）を直ちに議長に提出しなければならない。

#### (3) 会派解散届

会派を解散したときは、会派解散届（様式第3号）を直ちに議長に提出しなければならない。

### 2 会派の通知

議長は、会派結成届のあった会派について、政務活動費の交付に必要な事項を毎年4月10日までに知事に通知するものとする。年度の途中において、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、当該届出の内容を速やかに知事に通知するものとする。（様式第4号）

### 3 会計処理

#### (1) 政務活動費経理責任者の責務

会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を収支報告書の提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

保存を義務付けられた政務活動費経理責任者は、会派が解散等により消滅した場合であっても、保存期間が経過するまで証拠書類等を保存しなければならない。

#### (2) 会計帳簿類の整備

会計帳簿類として、次のような書類を整備することが望ましい。

- ・ 政務活動費出納簿（参考様式の1）
- ・ 政務活動費集計表（参考様式の2）

### (3) 証拠書類の整備

政務活動費が用途基準に従い使用されたことを裏付ける書類として、領収書だけでは判然としない場合もあることから、用途の明確化を図るため、次のような書類を整備することが望ましい。

- ・ 政務活動・研修活動実績報告書（参考様式の3）
- ・ 政務活動費対象事業実績報告書（参考様式の4）

領収書（受領書、振込受領書その他これに類する書類を含む。）は、支出の事実を証明する書類として、上記書類に添付するものとする。（交通費等で領収書の添付を不要とする場合を除く。）

経費を按分した場合など領収書の原本を添付することが困難な場合は、原本の写し（コピー）を添付するものとする。

領収書を紛失した場合など、領収書を添付できない特段の事情がある場合には、支出証明書（参考様式の5）を作成して添付するものとする。

## 4 収支報告

### (1) 収支報告書及び証拠書類の写しの提出

会派の代表者は、経費ごとの政務活動費の支出額及び主たる支出の内訳等を記載した収支報告書（様式第5号）を年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

会派を解散したときは、代表であった者は、解散した日の属する月までの収支報告書を解散した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長に提出する収支報告書には、議員の政務活動に資するため必要な経費として用途基準に従い使用したことを証する領収書その他の書類の写し（以下「証拠書類の写し」という。）を添付しなければならない。

なお、証拠書類の写しは、領収書等の実物をコピーしたものとする。

### (2) 議長の調査

議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、会派の代表者から収支報告書及び証拠書類の写しが提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

### (3) 知事への収支報告書の写しの送付

議長は、会派の代表者から提出された収支報告書の写しを知事に送付するものとする。（様式第6号）

**(4) 残余金の返還**

会派の代表者は、政務活動費の収入の額から支出の額を差し引いて残余があるときは、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。



## V 収支報告書等の保存及び閲覧

### 1 収支報告書及び証拠書類の写しの保存

議長は、提出された収支報告書及び証拠書類の写しを、その提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

### 2 収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧

議長に提出された収支報告書及び証拠書類の写しは、その提出すべき期間の末日から起算して60日を経過した日の翌日から、誰でも閲覧を請求することができる。

### 3 非開示情報

議長は、証拠書類の写しに、富山県情報公開条例に規定する非開示情報が記録されているときは、この部分を除き閲覧に供するものとする。

#### ○富山県情報公開条例第7条各号に規定する 非開示情報

(詳しくは「情報公開の手引き」を参照)

- ・ 特定の個人が識別できる情報
- ・ 個人の権利利益を害するおそれがある情報
- ・ 法人その他の団体、事業を営む個人の事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等の権利や利益を害するおそれがある情報など

#### 具体例

- ・ 意見交換の相手方の氏名
- ・ 支払先の従業員の氏名
- ・ 雇用する職員の氏名、住所及び電話番号
- ・ 支払先の取引金融機関及び口座番号  
(法人及び個人事業主は除く。)

# 参 考 様 式 集

- 参考様式の1 政務活動費出納簿
- 参考様式の2 政務活動費集計表
- 参考様式の3 調査研究・研修活動・その他活動 実績報告書
- 参考様式の4 政務活動費対象事業実績報告書
- 参考様式の5 支出証明書





整理番号	調査研究費・研修費・その他の活動										(活動の概要)		(備考)	
活動日	年 月 日 ~ 年 月 日													
場所														
上記活動に要した経費	鉄道・バス	タクシー	航空機	自家用車	リース車	有料道	駐車場	宿泊料	食事代	会費				計
				@37円 × km	@18円 × km									
				=	=									
整理番号	調査研究費・研修費・その他の活動										(活動の概要)		(備考)	
活動日	年 月 日 ~ 年 月 日													
場所														
上記活動に要した経費	鉄道・バス	タクシー	航空機	自家用車	リース車	有料道	駐車場	宿泊料	食事代	会費				計
				@37円 × km	@18円 × km									
				=	=									
整理番号	調査研究費・研修費・その他の活動										(活動の概要)		(備考)	
活動日	年 月 日 ~ 年 月 日													
場所														
上記活動に要した経費	鉄道・バス	タクシー	航空機	自家用車	リース車	有料道	駐車場	宿泊料	食事代	会費				計
				@37円 × km	@18円 × km									
				=	=									
整理番号	調査研究費・研修費・その他の活動										(活動の概要)		(備考)	
活動日	年 月 日 ~ 年 月 日													
場所														
上記活動に要した経費	鉄道・バス	タクシー	航空機	自家用車	リース車	有料道	駐車場	宿泊料	食事代	会費				計
				@37円 × km	@18円 × km									
				=	=									

(注1)上記の活動報告に係る領収書等支出を証する書類は、整理番号を記入のうえ、本報告書に添付すること。  
 (注2)備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車及びリース車利用の場合は主な行程を記載すること。  
 (注3)自家用車及びリース車は利用距離数(Km)を中段に入力、自家用車及びリース車以外は金額を下段に入力すると、計が自動計算されます。

# 政務活動費対象事業実績報告書

会派・議員名

整理番号		経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
------	--	-------	---

(事業内容)

上記事業に 要した経費	経費の内容	金額 (円)	備考	
		《合 計》	0	

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

参考様式の5

## 支出証明書

単位：円

整理番号	支出年月日	支出額	支出先	使途内容	領収書等を添付できない理由

(会派代表者)

殿

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

会派・議員名

印

## 資 料 編

- 地方自治法（抜粋）
- 富山県政務活動費の交付に関する条例
- 富山県政務活動費の交付に関する規程（様式を含む。）
- 富山県政務活動費の交付に係る収支報告書等の閲覧に関する要綱
- 富山県情報公開条例（抜粋）



## 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

〔調査権・刊行物の送付・図書室の設置等〕

第 100 条 （第 1 項から第 13 項まで 略）

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

（第 17 項から第 20 項まで 略）

## 富山県政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、富山県議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、富山県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第3条 政務活動費は、会派に対し交付する。

(政務活動費の交付額)

第4条 政務活動費は、月額300,000円に会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。1の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派の名称、代表者の氏名、政務活動費経理責任者の氏名、所属議員数及び所属議員の氏名を記載した会派結成届を直ちに富山県議会の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の会派結成届の内容に異動が生じたときは、その代表者は、直ちに会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、その代表者であった者は、直ちに会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派の通知)

第6条 議長は、前条第1項の規定により会派結成届のあった会派について、政務活動費の交付に関し必要な事項を毎年4月10日までに知事に通知するものとする。

2 議長は、年度の途中において、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、当該届出の内容を速やかに知事に通知するものとする。

(政務活動費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により通知のあった会派について、政務活動費の交付の決定（既に行った交付の決定を変更する場合を含む。）を行い、これを当該会派の代表者に通知するものとする。

(政務活動費の交付)

第8条 知事は、会派に対し毎四半期（4月を起算月とする毎三箇月を1の四半期とする。以下同じ。）の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を交付するものとする。ただし、1の四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、当該四半期の最初の月から任期満了日の属する月までの月数分を交付するものとする。

2 知事は、1の四半期の途中において、新たな会派が結成され、又は会派の所属議員が増加したときは、次の各号の区分に応じ当該各号に定める政務活動費を交付し、

又は追加して交付するものとする。

- (1) 新たな会派の結成 新たな会派が結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）以降の当該四半期に属する月数分の政務活動費
  - (2) 会派の所属議員の増加 会派の所属議員が増加した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）以降の当該四半期に属する月数分の増加した所属議員に係る政務活動費
- 3 会派の代表者は、1の四半期の途中において、会派を解散し、又は会派の所属議員が減少したときは、次の各号の区分に応じ当該各号に定める既に交付された政務活動費を速やかに返還しなければならない。
- (1) 会派の解散 会派が解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）以降の当該四半期に属する月数分の政務活動費
  - (2) 会派の所属議員の減少 会派の所属議員が減少した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）以降の当該四半期に属する月数分の減少した所属議員に係る政務活動費

(収支報告書)

第9条 会派の代表者は、次に掲げる事項を記載した収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- (1) その年度において交付を受けた政務活動費（以下「収入」という。）の額
  - (2) その年度において行った別表に掲げる経費ごとの政務活動費に係る支出（以下「支出」という。）の額及び主たる支出の内訳
  - (3) 収入の額から支出の額を差し引いた額
- 2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書を解散した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 前2項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「証拠書類の写し」という。）を添付しなければならない。

(政務活動費の返還)

第10条 会派の代表者は、収入の額から支出の額を差し引いて残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第11条 議長は、第9条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）を同条の規定による提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

- 2 何人も、議長に対し前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条の非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第12条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富山県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成25年3月1日)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富山県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の富山県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に提出されている旧条例第4条の規定による会派の届出は、この条例の施行の日において新条例第5条の規定により提出された会派の届出とみなす。

別表（第2条関係）

経費	内容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務及び地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費
研修費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費</li> <li>2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費</li> </ol>
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費</li> <li>2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費</li> </ol>
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派が行う活動にかかる事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

## 富山県政務活動費の交付に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、富山県政務活動費の交付に関する条例（平成13年富山県条例第34号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会派結成届等)

第2条 条例第5条に規定する会派結成届、会派異動届及び会派解散届は、それぞれ様式第1号、第2号及び第3号によるものとする。

### (会派の通知)

第3条 条例第6条の規定による通知は、様式第4号によるものとする。

### (証拠書類等の整理保管)

第4条 富山県議会の会派（以下「会派」という。）の政務活動費経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を条例第9条に規定する収支報告書の提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

### (収支報告書)

第5条 条例第9条に規定する収支報告書は、様式第5号によるものとする。

2 富山県議会の議長（以下「議長」という。）は、条例第9条の規定により提出された収支報告書の写しを様式第6号により知事に送付するものとする。

### (期限の特例)

第6条 収支報告書の提出期限が富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（第8条第3項において「県の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。



(収支報告書の訂正)

第7条 収支報告書を訂正する場合は、当該会派の代表者は、議長に様式第7号による訂正願を提出し、訂正箇所を押印するとともに、訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第8条 条例第11条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

- 2 収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で行なければならない。
- 3 県の休日は、収支報告書等の閲覧をすることができない。
- 4 収支報告書等の閲覧をすることができる時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 5 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、様式第8号による閲覧申込書を提出しなければならない。
- 6 収支報告書等の閲覧をする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 収支報告書等を第2項の場所以外の場所に持ち出さないこと。
  - (2) 収支報告書等は、丁寧に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしないこと。
- 7 議長は、収支報告書等の閲覧をする者が前項の規定に違反したときは、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の富山県政務調査費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以降に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成25年3月1日）

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の富山県政務活動費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以降に交付する政務活動費から適用し、この規程の施行の日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

富山県議会議長 殿

会派名  
代表者 印

会 派 結 成 届

富山県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員の氏名

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

富山県議会議長 殿

会派名

代表者

印

会 派 異 動 届

富山県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会 派 の 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
政 務 活 動 費 経 理 責 任 者 の 氏 名		
所 属 議 員 数		
異 動 の あ っ た 所 属 議 員 の 氏 名	(新たに所属した議員の氏名)	(所属議員でなくなった議員の氏名)

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

富山県議会議長 殿

会派名

代表者

印

会 派 解 散 届

富山県政務活動費の交付に関する条例第5条第3項の規定により下記のとおり  
届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

富山県議会議長 印

政務活動費の交付を受けようとする会派について

富山県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により政務活動費の交付を受けようとする会派について会派結成（異動、解散）届の写しを添えて通知します。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

富山県議会議長

殿

会派名

代表者

〇〇年度政務活動費に係る収支報告について

富山県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により別紙のとおり〇〇年度政務活動費収支報告書を提出します。

# 〇〇年度政務活動費収支報告書

会派名

## 1 収 入

政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

## 2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

## 3 差 引 額 (収入－支出)

\_\_\_\_\_ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



様式第6号（第5条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

富山県議会議長 印

政務活動費収支報告書（写）の送付について

富山県政務活動費の交付に関する規程第5条第2項の規定により〇〇年度政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

富山県議会議長 殿

会派名

代表者

印

訂 正 願

富山県政務活動費の交付に関する規程第7条の規定により次のとおり訂正をお願いいたします。

記

訂正する箇所	訂 正 前	訂 正 後

様式第8号（第8条関係）

閱 覧 申 込 書

年 月 日

富山県議会議長

殿

氏 名  〔 法人その他の団体に あつては、その名称 及び代表者の氏名 〕	
住 所  〔 法人その他の団体に あつては、主たる 事務所の所在地 〕	

収支報告書を閲覧したいので、富山県政務活動費の交付に関する規程第8条第5項の規定により申し込みます。

会 派 名	
摘 要	

## 富山県政務活動費の交付に係る収支報告書等の閲覧に関する要綱

### (閲覧場所)

第1条 富山県政務活動費の交付に関する規程（平成13年富山県議会告示第1号）第8条第2項の規定に基づく富山県議会の議長（以下「議長」という。）が指定する場所（以下「閲覧場所」という。）は、富山県議会議事堂1階議会事務局内とする。

### (閲覧手続)

第2条 富山県政務活動費の交付に係る収支報告書（以下「収支報告書」という。）の閲覧をしようとする者は、閲覧場所に置かれた閲覧申込書に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。

### (閲覧方法)

第3条 収支報告書の閲覧をしようとする者は、係員の指示に従い、収支報告書を書架から取り出して閲覧することができる。

2 収支報告書の閲覧を終えた者は、閲覧した収支報告書を元の場所に戻さなければならない。

### (閲覧者の遵守事項)

第4条 収支報告書の閲覧をする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧場所には、カメラ、コピー機器、危険物等他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (2) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙等他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。

### (閲覧の中止又は禁止)

第5条 議長は、収支報告書の閲覧をする者がこの要綱の規定に違反したときは、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の富山県政務活動費の交付に係る収支報告書等の閲覧に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この要綱の施行の前日に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

# 富山県情報公開条例（抜粋）

## （公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公

にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位  
その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたも  
のであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされ  
ているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状  
況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執  
行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機  
関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は  
協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若し  
くは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混  
乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を  
及ぼすおそれがあるもの

(6) 県、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、  
公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、  
当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を  
困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ  
の発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国又は他の地方公共団体  
の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害  
するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ  
すおそれ

オ 県、国又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その  
企業経営上の正当な利益を害するおそれ